

PASSION
FOR THE
BEST

公的個人認証サービスに対する 金融機関のニーズについて

平成21年6月

大和証券株式会社

目次

I. 金融機関における本人確認の現状

1. 本人確認の意義
2. 本人確認の方法
3. 本人確認の課題

II. 公的個人認証サービスへの期待

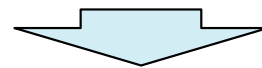
1. 厳格な本人確認の実現
2. 利便性を損なわない本人確認の実現
3. コストを抑えた本人確認の実現

III. オンライン申請を実現した後の更なる課題

I. 金融機関における本人確認の現状

1. 本人確認の意義

- 金融機関においてお客様とのお取引は、長期にわたることが多い。お取引期間の間には、転居による住所変更や、婚姻に伴う氏名変更等が行われる事も少なくない。
- 有価証券は価額変動を伴うものであり、取引状況や時価評価額などを定期的にお客様へお伝えするために、法律で定められた様々な報告書を確実に届けることは、お客様の資産を預かる金融機関としての責務である。
- また金融機関においては、犯罪収益移転防止法に基づき、お客様ご本人であることに加え、定期または不定期に現住所について確認することが必要となっている。



本人確認を口座開設時に確実にを行い、かつ、お取引が続く間も継続的に行うことによって、お客様との信頼関係が維持でき、安心してお取引して頂くことが可能となる

I. 金融機関における本人確認の現状

2. 本人確認の方法

- 口座開設時は、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類を用いて、氏名、本人の居住地(現住所)、生年月日を確認している。
- お取引継続中のお客様に対し、本人確認書類で確認した住所へ定期または不定期に転送不要などで郵送物を送り、その到着事実によりお客様「本人」と「居住」の確認を行っている。
- 転居時は所定の書類に加え、再度、新住所を証明できる本人確認書類を提出いただくことにより確認を行っている。
- 転居に伴う届出が失念されている場合、金融機関へ郵送物が不着返戻されることで転居の事実を知るケースも多く、それをきっかけに転居先の調査を行っている。

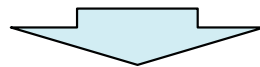


一定の転送期間を経過し突然不着返戻となるため、その時点から転居先の調査を開始してもお客様の新住所が判明しないケースもある

I. 金融機関における本人確認の現状

3. 本人確認の課題

- 「運転免許証、「パスポート」は特定用途のために発給される、といった事情から、所持していない方も多い。また所持していても、利用目的の消滅に伴い、所持しなくなる場合もある。
- 「紙」で発給されている一部の健康保険証などは、偽造や本人へのなりすましなどの検知が困難である。
- お客様が転居に伴う届出を失念された場合、郵送物を送付しない限り転居の事実を知ることができない。



金融機関では、以下の特徴を備える本人確認手段を要望する

- 申請により、誰でも取得できること
- 長期にわたり利用できること(毎回同じ手段で確認できること)
- 偽造や本人へのなりすましが難しいこと
- 転居情報がタイムリーに反映されること

→ 公的個人認証サービスのさらなる拡大が非常に有効な手段である

Ⅱ. 公的個人認証サービスへの期待

1. 厳格な本人確認の実現

PASSION
FOR THE
BEST

- 公的個人認証サービスを利用するための電子証明書は、有効期限を持つために一定期間で内容が更新され、また転居時には失効するという特性がある。このことから、お客様がオンライン申請を行った際に署名検証を行い、申請内容(電子データ)と電子証明書内に保持する基本4情報とを突合し確認することができるようになれば、本人確認および現住所確認を極めて厳格に行うことが可能となる。
- 公的個人認証サービスは、偽造、なりすましといった行為に対する安全性が高いため、本人確認書類(コピー)の郵送による口座開設申込などを行っていたお客様に対して、オンライン申請を行ってもらうことで本人確認および現住所確認を厳格に行うことが可能となる。
- お客様の事前同意を前提として、何らかの方法で金融機関から電子証明書の有効性確認を行うことができるようになれば、タイムリーに失効状況を把握することができ、住所変更や氏名変更等を調査するきっかけとすることができる。

Ⅱ. 公的個人認証サービスへの期待

2. 利便性を損なわない本人確認の実現

電子署名法に基づく「電子証明書」を導入することで、「書面」への捺印（印影登録）が必要な口座開設手続きを不要とすることができる。これにより電子的（オンライン）に手続きを完結させることが可能となる。



【公的個人認証サービスを利用したオンライン申請手続きの導入】

- 犯罪収益移転防止法に基づいた本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）を提示する手続きの廃止が可能
⇒ 口座開設事務が効率化され、迅速な手続きが可能となり、店舗での待ち時間短縮、お取引開始の早期化などにも繋がる。
- 住所・氏名などの変更はオンラインで完結することができ、「書面」の省略により手続きの簡素化、完了までの時間短縮が可能
⇒ 時間を要する手続きから開放され、転居先の届出率向上が期待でき、郵便物の確実な交付に繋がる。

Ⅱ. 公的個人認証サービスへの期待

3. コストを抑えた本人確認の実現

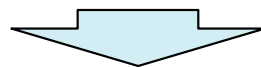
- 署名検証の証跡データを残し、証跡データに法的根拠を持たせることにより、口座開設時における「本人確認記録票」の起票、保存に関する事務を廃止することができる。
- 電子署名法に基づく「電子証明書」を導入することで、口座開設時の捺印(印影登録)を不要とすることが可能となり、その後の諸届における捺印も不要とできる。
- 本人確認に必要なコストを大幅に削減できることから、それを原資とした付加価値の追加が可能となる。

その他にも

- 犯罪収益移転防止法で定められた罰則があるものの、適正な本人確認の実施は、金融機関側に委ねられているのが実状である。共用の署名検証施設を設けた場合は、本人確認証跡データを保持し、外部機関の検査対象とすることで、金融機関側に本人確認を適性に行わせる牽制効果も期待できる。

Ⅲ. オンライン申請を実現した後の更なる課題

- 「Ⅱ. 公的個人認証サービスへの期待」で述べた通り、公的個人認証サービスは、一つ一つの手続き(届出)をオンラインで受け付ける仕組みの認証基盤として非常に有効である。
- 一方、金融機関とお客様との取引は、前述の通り継続的に行われるものである。このためオンライン申請を実現した場合、金融機関は、オンラインでの申請者を本人認証することに加え、既に口座管理しているお客様本人と同一人物なのかを判別する必要がある。
- ところが、公的個人認証サービスには過去に申請した本人と今回申請している本人が同一人物かを判別できる情報が存在しない。



オンラインで受け付けた申請内容を、口座管理しているお客様と突き合わせる事務作業が残ってしまう。また、突き合わせる事ができずに、複数の口座を開設される不都合が起こる可能性がある